
Doshisha Education Research Center of Social Welfare 同志社大学社会福祉教育・研究支援センター

ニュースレター No. 18

2014. 2. 10



同志社大学社会福祉教育・研究支援センター
〒602-8580 京都市上京区新町通り今出川上ル
新町キャンパス臨光館414号室
Phone (075) 251-4902 Fax (075) 251-3028
E-mail derc-sw@mail.doshisha.ac.jp
URL <http://gpsw.doshisha.ac.jp/>
編集・発行：埋 橋 孝 文

韓国、中国との教育・研究交流をつづけて

同志社大学社会福祉教育・研究支援センター長 埋 橋 孝 文

2013年11月2日、第5回同志社大学・(韓国)中央大学共同セミナーが開かれました(於ソウル)。開催場所を交互に代えて毎年開いており、今回は、同志社大学から院生6名と学科スタッフ4名の計10名が参加しました。この共同セミナーは院生の「英語による発表」のいい機会となっています。李善恵中央大学教授から「中央大学の社会福祉学科は、今年、韓国の大学社会福祉学科ランキングで全国1位になりましたが、この同志社大学との研究交流も評価されてのことであると思っています」という嬉しい言葉を頂戴しました。

(韓国)中央大学の社会福祉学科とは2010年5月に学部・大学院間協定を結び、(中国)華東理工大学社会与公共管理学院とは2010年12月に同じく交流協定を締結し、2013年11月27日には、社会福祉学科の空閑教授、野村准教授と埋橋の計3名が訪問しました。私は大学院社会福祉学専攻OBである徐栄華華東理工大学専任講師の授業の「代講」でしたが、空閑さん、野村さんのお二人は、同志社大学での実習教育の現状を中国側学科スタッフ、院生にレクチャーし、活発で有意義な意見交換をおこないました。2014年には華東理工大学から先生方を招き、実習教育のあり方について意見交換をおこないたいと思っています。

日韓、日中の間にはそれぞれ難しい政治・外交問題がありますが、そういう状況であるからこそ、より一層、民間、研究者、若い世代の学生間の研究・文化交流が必要になっています。センターは、今後ともそうした「草の根国際交流」に努めていきます。ご理解とご支援のほどお願いします。



(韓国)中央大学にて (2013年11月2日)



華東理工大学にて (2013年11月28日)

- 特集1 国際交流の取り組み
中央大学（ソウル）との交流
華東理工大学（上海）との交流
フィンランド・日本の二国間セミナー
- 特集2 国内講演会 矢野聡日本大学教授
「イギリス救貧法史—貧困の相対化と公的扶助制度の生成・変容過程—」
- 特集3 博士学位を取得して、学振特別研究員に採用されて、海外フィールドワーク報告
- 特集4 実習助手として働き始めて、中国の2つの大学から「客座教授」のタイトルを頂戴して
- 特集5 書評
1) 宮本太郎編著『生活保障の戦略』（岩波書店、2013年）
2) 永田祐著『住民と創る地域包括ケアシステム』（ミネルヴァ書房、2013年）
3) 大友信勝編著『韓国における新たな自立支援戦略』（高菴出版、2013年）

特集1 国際交流の取り組み

第5回 同志社大学・中央大学 東アジア社会福祉セミナーに参加して

松本理沙（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程）

2013年11月2日、「第5回 同志社大学・中央大学 東アジア社会福祉セミナー」が韓国の中央大学にて開催された。同志社大学から5名、中央大学から2名の方々による、英語での報告が行われた。

本セミナーでは、毎回新しい取り組みを行ってられる。今回はその一環として、同志社大学の木原活信教授による Special Lecture が行われた。



タイトルは Joseph Hardy Neesima and a brief history of social welfare at Doshisha University で、新島襄と同志社の社会福祉の歴史に関する講演を聴くことができた。

筆者は、Siblings as Carers for people with disabilities in the US というタイトルで報告させて頂いた。障害者のきょうだいが有するケア役割について、アメリカで実施した調査結果をもとに報告させて頂いたのだが、質疑応答の際に、日米比較の意義に関する質問等も頂き、今後の課題について改めて明確にすることができた。

その他の同志社大学側の報告は次の通りである。田中弘美氏は、Transition away from the male breadwinner model: cross-national comparison というタイトルで報告され、「男性稼ぎ手モデル」の変遷について、統計を用いた国際比較の成果を報告された。南友二郎氏は、Participation to social enterprise by those with social risks というタイトルで報告され、社会的企業における当事者参加について、日伊比較を通して現状と課題を明らかにされた。Lim Jeong Mi 氏は、Trial to “Redefinition of Elderly Abuse”: based on the recognition of Elderly Abuse of the

nursing staff というタイトルで報告され、高齢者福祉施設の職員の認識に関する調査結果をもとに、虐待に関する新たな定義を提言された。

中央大学側の報告は次の通りである。Chung Sulki 氏、Lee Jae Kyong 氏、Park Jae Eun 氏、Lee Su Young 氏は、A content analysis of alcohol advertising in Korea: Comparison of beer and soju advertising というタイトルで報告され、韓国におけるアルコールの広告について、ビールと焼酎の広告の比較分析に関する報告を行われた。Han Shin Sil 氏は、The re-examination of elderly poverty in Korea というタイトルで報告され、韓国における高齢者の貧困に関する調査報告を行われた。

今回、報告テーマが多種多様であり、興味深く聴くことができた。また、筆者は今回で3度目の報告ということもあり、2大学間の交流する意義について、経験を重ねる毎に実感してきた。特に今回は、セミナーの昼休憩の際、美味しい韓国料理を堪能しながら、韓国で障害児の家族支援に取り組んでおられるセラピストの方と交流する機会を持てたことも貴重な経験だった。筆者以外は初報告の方々だったのですが、今後とも本セミナーに後輩の皆様にも積極的にご報告頂き、益々発展していくことを願っています。

.....

The 5th Doshisha and Chung-Ang University Seminar on East Asian Social Welfare

Date: Saturday, November 2, 2013

Venue: Chung-Ang University, Seoul, Korea

Host: Department of Social Welfare at Chung-Ang University, Korea

Official Language: English (Translation available for Q & A)

PROGRAM

■ Opening Remarks (9:30 – 10:00)

Professor Kim Sung Chun (Chung-Ang)

Professor Uzuhashi Takafumi (Doshisha)

■ Special Lecture (10:00 – 10:50)

Joseph Hardy Neesima and a brief history of social welfare at Doshisha University
- Professor Kihara Katsunobu (Doshisha)

■ Break (10:50 – 11:00)

■ Session I (11:00 – 12:20)

Moderator: Professor Lee Sun Hae (Chung-Ang)

1. Siblings as Carers for people with disabilities in the US
- Matsumoto Risa (Doshisha)
2. A content analysis of alcohol advertising in Korea: Comparison of beer and soju advertising
- Chung Sulki, Lee Jae Kyong, Park Jae Eun, & Lee Su Young (Chung-Ang)

■ Lunch (12:20 – 2:00)

■ Session II (2:00 – 3:20)

Moderator: Professor Yamamura Ritsu (Doshisha)

3. Participation to social enterprise by those with social risks
- Minami Yujiro (Doshisha)
4. Transition away from the male breadwinner model: cross-national comparison
- Tanaka Hiromi (Doshisha)

■ Break (3:20 – 3:40)

■ Session III (3:40 – 5:00)

Moderator: Professor Kihara Katsunobu

5. Trial to “Redefinition of Elderly Abuse”: based on the recognition of Elderly Abuse of the nursing staff
- Lim Jeong Mi (Doshisha)
6. The re-examination of elderly poverty in Korea
- Han Shin Sil (Chung-Ang)

■ Closing Remarks (5:00)

Professor Yamada Hiroko

Professor Kim Yeon Myung

■ Reception (5:30)

.....

中国・上海市訪問報告

野村裕美（同志社大学社会学部准教授）

2013年11月26日より4日間、中国上海市を訪れ、社会福祉系大学教員との交流、学生・院生らとの交流、およびさまざまな教育施設の訪問をすることができました。上海市の華東理工大学には、3年前に本学大学院を修了した徐栄さんが教員として勤務しています。今回の訪問は、徐栄さんが日々奮闘している実習教育への問題意識がきっかけとなり、両国の実習教育の現状と課題について互いに交流することが主たる目的の訪問となりました。

訪問初日は、上海日本人学校浦東校を訪問する機会を得られ、小学部から高等部の施設を見学することができました。ちょうど私たち一行が訪問した時間帯は、授業を終えた小学部の生徒約800人あまりが住所別に大型バスで一斉下校する光景を目にすることができ、児童とバスの数にただただ圧倒されるばかりでした。中国全土には、日本人学校と補習校と呼ばれるものがありますが、中でも上海には一番人数が多い約3000人の児童・生徒が在籍しており、続く香港（約1000人）などと並んで親の仕事の関係等で中国に渡った多くの日本人が教育を受けています。上海日本人学校は、虹橋校に小学部（約1500人）が、浦東校に小学部・中学部（合計約1500人）が、浦東校のすぐ隣に高等部（約130人）があり、文部科学省から派遣される教員と現地で採用される教員とが一丸となって教育にあたっているそうです。

当日お話をうかがった同校理事長の小暮剛一さんによれば、在籍期間が個々に異なる児童生徒に対して教育の質を保障すること、3年前に上海日本人学校が日本の高等学校設置基準の認可を受けたことで、海外での経験がなるべく不利にならないように大学教育まで継続した道を確保する環境が整ったこと、同志社大学をはじめ日本の私立大学による大学コンソーシアムを設立し、同校の協力大学会議体制を設けるなどの工夫を凝らした取り組み、学校運営費の課題、文部科学省の派遣教員数が徐々に減っている現状など教員確保の課題に直面している話、保護者との関わりにおいては特に母親を支援するケースが多い実際など、聴き

ごたえのある話題提供ばかりでした。

翌27日は、午前中に華東理工大学の教員と院生との交流、午後にはスクールバスで約一時間ほど離れた別のキャンパスに移動し、学部学生3回生約40名を対象に、埋橋先生が日本の社会保障制度について講義を行いました。「日本、中国、韓国の高齢化率の推移について、先生はどうお考えか」「高齢化という事情に対して日本はどのような対策をとってきたか」「アジアの他国の動向を教えてください」など、学部学生からは質問の手が活発に挙がりました。好奇心が旺盛で、自分の意見を率直に披露できる学生たちの学びの姿勢には感銘を受けました。

28日には、華東師範大学公共管理学院を訪問後、上海市街の見学、夜には徐栄さんにインタビューを行い、実習教育の現状と課題をじっくり伺うこともできました。アメリカの専門職養成教育のスタイルを導入しながらも、上海市を中心にした実習受け入れ施設側の指導の質は課題が多く、実習生の受け入れというよりは、貴重な人手として学生が使われているのが現状のようです。実習施設の要件については日本の動向について関心が高く、今後も情報交換をすることとなりました。

4日間の上海滞在は、学部、大学院の卒業生である徐栄さんとの再会もあり、大変充実したものとなりました。



華東理工大学 講演・交流報告

空閑浩人（同志社大学社会学部教授）

2013年11月27日、華東理工大学社会福利与社会政策研究所 (Institute of Social Welfare and Social Policy) 社会工作系 (Department of Social Work) を訪問しました。そこでは、主に学部教育を担当する5名の教員とソーシャルワークを研究する約20名の大学院生の方々に、実習教育に関する講演・交流の場を設けて頂きました。

最初に、「同志社大学における社会福祉実習教育の概要」というテーマで空閑・野村による講演を行いました。内容は、まず社会福祉学科の教育方針やカリキュラムポリシー、1年次から4年次で設置されている実習科目の全体について空閑から説明し、次に野村先生から1、2年生対象の実習科目の紹介をしました。特に、「ケースメソッド」を取り入れた授業内容について、その意義や実際に授業で扱ったケースを例として紹介しつつ、説明を行いました。その後で空閑から、日本のソーシャルワーカーの国家資格である社会福祉士についての説明とあわせて、3年次の実習教育で取り組んでいる内容や課題に関する話をしました。

以上のような講演の後で、華東理工大学の先生方や大学院生の皆さんとの質疑応答の時間を持ちました。1、2年次の実習科目のオリジナリティ

やケースメソッドで取り上げるケースについて、現場配属実習での具体的なプログラムについて、実習担当教員の資格要件について、実習教育にかかわる全国組織とその活動について、社会福祉学科の卒業生の進路について、また大学院のフィールドワークについてなど、多くの質問が出され、中身の濃い活発な意見交換の機会となりました。また、大学院生の方々全員から、それぞれの終了後の進路、また将来の目標や夢についての話も聞かせて頂きました。最後には、埋橋先生から院生の皆さんへのエールが送られ、とても和やかな雰囲気での交流会を終えることができました。



フィンランドと日本の二国間セミナー 「肯定的な現象としての加齢」に参加して

森口弘美（同志社大学社会学部助教）

このたび、フィンランドにおいて開催されたセミナー「肯定的な現象としての加齢：豊かさをもたらす相互作用」（平成25年度日本学術振興会二国間交流事業／申請者：山田裕子・Tina Koskimäki）に参加する機会をいただいた。フィンランドと日本は高齢化のスピードやそのための政策の在り方などにおいて異なる道筋をたどっている。この二国間で、高齢化社会に対するアプローチについて互いに学び合うことでエイジング（加齢）に肯定的な価値を発見し、それを高齢社会をめぐる問題解決にどのように生かすことができる

かについて議論することがこのセミナーの目的であった。

なお、このセミナーについては、市瀬晶子さんが同志社大学社会福祉学会第27号年報において報告してくださっているので、特にフィンランドにおける研究や実践に関する発表について関心のある方はそちらを参照されたい。

メインとなるセミナーは2013年9月10～11日の2日にわたってラハティ市で開催され、3日目には本プロジェクトの今後の計画について話し合う

場が持たれた。またセミナー開催中から4日間にわたって、ラハティ市、首都ヘルシンキ、およびその周辺地域の福祉関連の施設や機関等の見学がプログラムに組み込まれており、研究発表だけでなく実際の施設や実践を直接見て学ぶことができた。本報告では、まずこのセミナーでの私自身の研究発表について報告した後に、本プロジェクト全体で印象深かった点をいくつか述べる。

山田先生から最初にこのプロジェクトにお誘いいただいたときに、このセミナーに対して私が特に魅力を感じたのは、「高齢期や老いを、固定観念を排した光の中に置き、肯定的な価値を発見する」という点であった。そこで、「人生の転機をどう支えるか—障害のある子をもつ親の『子離れ』のエピソード記述から」というテーマで発表することにした。障害のある人をケアする家族の高齢化は日本において大きな問題であり、このようなトピックを障害者福祉としてのみならず高齢化に関する問題の一つとして議論したいと思ったこと、また研究の手法の一つである「エピソード記述」の意義について議論したいと思ったことから、発表テーマを絞り込んでいった。「エピソード記述」は、エピソードを描く自分自身（研究者）の気づきを記述する手法である。記述する研究者自身が、障害をもったり年老いたりすることに対する自分自身の先入観を問い直すことができる手法であることから、加齢を肯定的に捉える可能性を探ろうとする本プロジェクトの目的に合致していると考えた。

「エピソード記述の意義を伝えたい」という発表の意図がフィンランド側の参加者の方たちに伝わったかどうかについては未だに確信がもてずに

いるが、ともあれ研究発表を準備するなかでの学びは貴重なものだった。まず、「子離れ」を英訳する時点でずいぶん試行錯誤を繰り返した。「息子や娘が独立するときの親のメンタリティ」という表現では、この日本語に含まれる「子離れのし難さ」を含むニュアンスが伝わらない。かといって「子の独立を拒否する親の精神的な自立」という表現もどうも強すぎる。プロジェクトに参加したメンバーの助言を得たり、発表原稿のネイティブチェックを受けたり、さらにセミナー前日の夜中にまでおよぶりハーサルまで加筆修正を繰り返した。

また、「エピソード記述」で最も重要になる「研究者自身が保持していた先入観の変化」の内容を英語に訳すことの難しさも痛感した。ちょうどこのセミナーの少し前に、エピソード記述の提起者である鯨岡峻先生（中京大学教授）にお話を伺う機会があり、「エピソード記述」という言葉の英訳について相談したが、その折に鯨岡先生から『私』という個を他者と明確に分けて捉える欧米の人に、エピソード記述で描こうとしている、他者との交流の内的な経験がどれだけ理解されるだろうか」という疑問を投げかけられた。今回のセミナーで私が「エピソード記述の意義が伝わった」という手ごたえを感じるに至らなかった理由には、もしかしたら私の語学力の不足や時間的な制約だけでなく、鯨岡先生が指摘された異国間の文化的・思想的背景の違いもあるのかもしれない。今後また国外でエピソード記述に関する発表する機会が得られたなら、ぜひもう一步踏み込んだ検証を行いたいと考えている。

次に、プロジェクト全体をとおして印象深かつ



日本からの参加者は、山田裕子（同志社大学社会学部教授）、浜田きよ子（高齢者生活研究所、はいせつ用具の情報館 むつき庵代表）、武地一（京都大学医学部付属病院老年内科診療科長）、田中八州夫（同志社大学大学院総合政策科学研究科博士後期課程）、杉原百合子（京都府立医科大学医学部看護学科講師）、市瀬晶子（関西学院大学人間福祉学部助教）、青木景子（オレンジカフェ）、田村愛子（京都ゆうゆうの里）、朴蕙彬（同志社大学社会学研究科博士後期課程）の各氏（敬称略）と筆者

た点について述べる。まず、セミナーの参加者が研究者・実践者・学生と多岐にわたり、またその発表内容もアートや情報技術、自然環境、セクシャリティ、生涯教育など非常に多彩であった点である。

フィンランド側の発表内容としては、たとえば地域に暮らす高齢者を対象に心身の健康のためのいくつかのプログラムを実施しその成果を測定する調査研究プロジェクト「Good Ageing in Lahti (GOAL)」(Lahtiは地名)の報告、高齢者一人ひとりの自伝的な記録を文字のみならず映像や音声によってデータ化しその保存と共有のためにUSBを活用する「mStick(memory stick)」プロジェクトや、孤立しがちな高齢者に研修を受けたボランティアが電話で見守りとケアを行う仕組み「Haloo Päijät-Häme project」(Päijät-Hämeは地名)の紹介など、どれも実践に根差した研究や試みであるという点でたいへん興味深かった。

一方、日本からの発表者も、地域での認知症ケアに取り組む医療職や社会福祉の専門家、ケアマネ、さらに市民ボランティアや学生が協働して取り組む認知症ケアのためのサロン活動「オレンジカフェ」の運営に携わるスタッフ、また有料老人ホームで働く社会福祉士、排泄ケアの実践研究家などで、その発表内容も超高齢社会の日本の現状や文化を反映した具体的な内容であったことから、フィンランド側の参加者からも多くの関心が寄せられた。また大学院生を含む研究者の発表も、認知症の本人および家族のケアや意思決定に関する調査研究のほか、加齢に対する学生のイメージとその変化、退職時期や退職後の生活、農村における高齢者の活躍など、セミナーのテーマに沿いつ

つもユニークなものばかりであった。両国ともにこのセミナーが「国際的」であるのみならず「学際的」であることの意義が十分に感じられる内容であった。

もう一点、印象深かったのは、フィンランドで受け入れてくださった方たちのホスピタリティのセンスである。フィンランド側から「ぜひ日本のお寿司を食べたい」との要望からプログラムに「寿司パーティ」が組まれていた。そこで日本側の参加者たちで相談して、セミナー終了後の短い時間を使って準備をして手巻き寿司やお餅、そうめんなどをふるまい、参加されたフィンランドの方たちにとっても喜んでいただいた。また、それぞれの国の歌を紹介して一緒に歌うという提案もいただき、とても和やかな時間を共有できた。ただただ手厚くもてなすだけではなく、招かれる側にも役割を与えて交流を深めるというセンスを学んだ。また、セミナーが開催された会場は日によって3か所にもわたっていたが、いずれも建物そのものがフィンランドの風土や文化に根ざし、かつ鑑賞に値するような美しく快適な会場であった。見学に訪れた施設や機関も、建物はもちろん照明や家具などのインテリア、窓辺に置かれた小さな小物、果ては一人ひとりにいただいた小さなお土産までもが洗練されたデザインで、作り手や贈り主の心がすつとこちらに届くのが実感できた。

相手のことを思いもてなす心や、そこに創意工夫をこらすことでもてなす側も豊かになれるようなホスピタリティの在り方は、ケアの在り方にも通じる。高齢社会を豊かでポジティブなものにするための最も重要なものに、このプログラム全体が包まれていた、そんなプロジェクトであった。



保育施設が併設されている認知症ケアユニット Teemuntalo(ラハティ市)



3つめの会場であるラハティウォータータワーでの寿司パーティ

特集 2 国内講演会**矢野聡 日本大学法学部教授 「イギリス救貧法史
— 貧困の相対化と公的扶助制度の生成・変容過程 —」**

小西洋平（京都大学大学院人間・環境学研究科博士後期課程）



2013年12月11日、同志社大学新町キャンパスにて、日本大学法学部の矢野聡教授に「イギリス救貧法史— 貧困の相対化と公的扶助制度の生成・変容過程 —」というタイトルで講演をしていただき、社会福祉や社会保障にかかわる研究者たちが参加した。ここでは矢野先生が展開する緻密かつダイナミックな救貧法史の全体を紹介することはできないので、重要な点にしばって報告する。

今回の講演で一番印象的なシーンはどこであったかと問われれば、参加者のほぼ全員が講演の最後にスクリーンに堂々と大きく映し出された「したがって、福祉をめぐる公平、正義の概念も、普遍的であるというよりは政治的である」という矢野先生の言葉だと答えるであろう。誰が救済に値し、誰が救済に値しないのかという救済対象の問題が時々の経済、社会、政治情勢によって大きく揺れ動き、その枠組みのなかで決定されるということである。社会福祉論や福祉国家論を取り扱うさいに「普遍的に」つきまとうこの救済対象の問題が講演のテーマであるイギリス救貧法史のなかで鮮明に描き出された。

ヘンリー8世の治世下では貧民が2種類に分類された（1531年法）。それは、病気や高齢、身体障害などで働くことのできない者と怠惰であるがゆえに働かない者という分類であり、前者には施しを請う認定書が与えられ、後者にはむち打ちの刑が加えられた。この貧民の分類化に加えて重要なのが、救貧法が「刑法の領域となる、惰民の取

り締めりと連動していたこと」である。エドワード6世の時代には、救貧院（workhouse）が設置され、当初は救貧行政のひとつの施設として収容者に対して仕事とそれに対する報酬を与える場所であったが、次第に怠惰な労働者を規律訓練する懲罰的労役を課す場所へと変容していった。さらに、エリザベス1世の時代になると、これまで各地の裁量に任されていた救貧行政が国家単位で管理されるようになり、近代的な行政組織として確立される。地方行政を司る治安判事は教区ごとに救貧税を課し、この治安判事によって任命された貧民監督官は貧民の状況についての「評価と調査」を行い、救貧行政の実務を担った。貧民監督官からもたらされた報告書と統計を治安判事がまとめ、中央行政機関である枢密院へと送った。このようにして、イギリスにおいて社会福祉制度の近代化・中央集権化がなされたのである。

イギリス救貧法の史的展開のなかで明らかにされた貧困の分類化・懲罰化・国家管理化という3つのプロセスから、矢野先生のあの言葉へと立ち返るとその意味と重要性がおのずと明確になる。すなわち、福祉をめぐる公平や正義は過去・現在・未来において常にそして至るところで政治的に決定される、その意味で管理的で、差別的で、権力的な様相さえ帯びる可能性にさらされているということである。これは決して福祉制度の不要性を唱えるものではない。むしろ、福祉制度を洗練化するための批判的警句であると捉えるべきであろう。イギリス救貧法史という歴史的具体から取り出されたこの普遍的警句は社会福祉または福祉国家を研究する者にとってセンセーショナルであると同時にもっとも重要な前提のひとつであるだろう。したがって、我々は誰が、どれだけ、どのように救済されるべきかという問題設定（公平と正義）と同時に、誰が、どれだけ、どのように、そしてどのような言説の連続と非連続の上で救済されるに至ったかという分析視角（公平と正義の相対化）をもたなければならぬ。講演後の懇

親会で話題となった歴史研究の重要性は、この相対化の視角を我々にもたらしめてくれるというところにひとつあるように思われる。

講演自体は上記の事柄だけにとどまらず、学術的に意義のある発見や分析が提示され、フランス

の歴史を研究している私にとってはすべてが新鮮で、多くのことを勉強させていただきました。最後に多忙の中、すばらしい講演をしていただいた矢野先生に心より感謝申し上げます。

特集 3

博士学位を取得して

大倉高志（京都府健康福祉部福祉・援護課 京都府自殺ストップセンター）

私にとって、大学院在籍中の研究は、社会事業そのものでした。「日本と世界の自死遺族支援施策と自殺予防施策に貢献できる知見を発信したい！」私はそのような意気込みで本研究を設計しました。2010年4月、同志社大学大学院の博士後期課程に入学してすぐの時期に、私は博士号を3年以内に取得する計画を立案し、指導教授である木原活信先生と共にその実現可能性を検討しました。研究工程を確実に遂行するため、やるべきことを3年目から逆算し、1年目から全力で走り始めました。当時、この研究のために、日本全国の数多くの自死遺族の皆さまがご賛同くださり、惜しみないご協力の意思を示してくださっていました。また、この研究が進めば進むほど、膨大な分析データが多角的多層的に交錯し、分析作業に多大な時間と労力が必要とされるものになることが既に予想されていました。私は、本研究における研究チームの責任者として、この難事業を責任を持って推進するため、粉骨砕身の準備を進めました。2年目の2011年9月には国際自殺予防学会で口頭発表を実施し、世界各地の関係者から貴重なご指摘をいただき、特に分析方法の改善に繋げることが出来ました。3年目に入り、木原先生からのこれまで以上に力強いご指導と叱咤激励の下、一心不乱に分析作業に打ち込み、全身全霊で論文のまとめ作業を進め、命懸けで博士論文を書き上げました。

木原先生をはじめとする自殺とケア研究会の皆さまに厚く御礼を申し上げます。皆さまからの貴重なご指摘が、研究の設計をより安定的で現実的なものにする原動力となりました。研究の実施、分析結果の相互確認、再分析、論文執筆後の相互

確認など、皆さまからのご支援がなければ本研究を実施することが出来ませんでした。木原ゼミの皆さまに心からの感謝を申し上げます。ゼミの皆さまからのご助言が、いつも心強く思われました。副査をご担当いただきました上野谷加代子教授に心からの御礼を申し上げます。上野谷先生からは、私自身の結婚についてなど人生全般を見据えた的確で鋭くも温かいご指導を賜りました。私が博士後期課程に入る前に在籍した京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻専門職学位課程の中山健夫教授と健康情報学分野の研究室の皆さまに心からの感謝を申し上げます。中山先生との幾度にも渡る妥協のない議論がなければ、研究課題をここまで盤石に練り上げることが出来ませんでした。私が学部時代に在籍した埼玉大学経済学部社会環境設計学科の恩師である現・京都府立大学公共政策学部の川瀬光義教授に心からの御礼を申し上げます。私が京都大学大学院に進学した2008年4月以来、いつも核心をつくご助言で勇気づけてくださっただけでなく、常に傍らから見守り続けてくださいました。

調査対象者を選定する際に、私からの突然のお



電話に対し、ご多用の折にもかかわらず貴重なお時間を割き、応じてくださいました全国の自死遺族会の皆さま、並びに、自死遺族支援団体の皆さまに心からの感謝を申し上げます。皆さまからの私への瞬時のご賢察に基づく即断即決のご信頼とご高配がなければ、調査対象者の選定を完遂することが出来ませんでした。また、ご指摘やご意見の全てが、本研究の設計と計画の改善に力強く影響し、本研究の完成度を高める方向に繋がりました。最後に、本研究に調査対象者としてご参加く

ださいました38名の自死遺族の皆さまに心からの御礼を申し上げます。博士論文執筆後の疲労困憊からの回復に思いのほか時間がかかっていますが、遅れております研究発信作業を責任を持って進めていく所存です。

研究は、緒に就いたばかりです。私は世界の自死遺族支援施策と自殺予防施策に貢献できる知見を引き続き発信していく所存です。今後とも変わらぬご指導とご助言を賜りますようお願い申し上げます。

学振特別研究員に選ばれて

田中弘美（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程1年）

この度、平成26年度日本学術振興会の特別研究員（DC2）に採用いただきましたことをご報告いたします。

今回採用いただいた研究課題は『「男性稼ぎ手モデル」の超克ーイギリス家族政策にみる『代替モデル』の構想と移行過程』というものです。本研究の主な目的は、1990年代後半からのイギリスの家族政策展開を手がかりとして、「男性稼ぎ手モデル」を超克するために、どのような「代替モデル」が構想され、その実践過程のなかでどのような困難に直面したのかについて理論と実証の両面から解明することにあります。

日本において「男性稼ぎ手モデル」からの脱却の必要性が論じられ始めて四半世紀が経とうとしていますが、これはいまだ日本の社会経済構造に深く根づいていると言えます。その一因として、これまで主に北欧やフランスなど「先進事例」との比較を通して日本の現状分析や政策提言が数多く行われてきましたが、「男性稼ぎ手モデル」に代わるいかなる「代替モデル」を日本は目指すべきであるという合意に果たして達しているのか、またそこへの実践的な移行過程においていかなる阻害要因が存在しているのかといった実証的な研究が充分に行われていないことがあるのではないかと問題意識を持っていたことが背景にあります。

一方で、本研究の対象とするイギリスは、欧米諸国のなかでも歴史的に「強固な男性稼ぎ手モデル」と位置づけられ、また子どもをもつ女性の就労形態やケア役割においても日本と共通する点が

多くみられます。さらに、1997年の労働党成立以降は、積極的な家族政策を展開し、これを克服しようとしてきた経験の蓄積があります。そこで、本研究ではイギリスにおけるこの「社会転換」の過程の分析を通して、日本の状況を相対化するとともに、今後の方向性についても有益な示唆を得ることができるであろうと考えます。

私自身の作業仮説としては、イギリスは必ずしも「男性稼ぎ手モデル」からの脱却においては「先進事例」とはならないと考えています。しかしながら、その試行錯誤の過程、成功と課題の両面を追究することにもまた意義があるでしょう。このような点について、政策のビジョンやロジック、期待された政策効果とその実態との乖離、およびその要因を探っていく包括的な分析を目指したいと思います。その考察をもって、日本の今後の政策展開に対して具体的な選択肢を提言することを目標とします。

最後になりましたが、今回初めて学振特別研究員に申請した報告者にとって、右も左もわからない中での申請でありましたが、指導教授をはじめ、同じ研究室やゼミの先輩方、また同期の友人らが、研究計画の立て方から申請書の書き方まで実に様々な点において相談に乗り、アドバイスをくださいました。このような先生方や友人のサポートなくして、今回の採用はなかったと思います。改めて同志社大学の素晴らしい支援体制を実感いたしました。この場を借りて、御礼申し上げます。ありがとうございました。

「特別研究員」採用のご報告

任 貞美（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程1年）

学部時代から実践現場での適切な理解のある研究者になるために、ボランティア活動を続けてきました。障害を持っている子供たちと共にスケートに乗りながら、お互いに体の均衡を保たないと倒れることを理解し、Aについて質問している私に、Bについて話しかけてくる子供を見つ Asperger's 障害を理解しました。ものすごい記憶力で恐竜の歴史と種類を述べている子供を見ながら障害以外の子供がもつ潜在性、strengths をどのように生かせばいいのかについて悩んだりもしました。このような実践現場での経験と疑問が、現在の研究テーマと繋がり、今回の日本学術振興会の特別研究員（平成26年度 DC2）として採用された重要なポイントであると思われまます。社会福祉学は他学問と比べて実践性が強く求められる学問分野であります。だからこそ、実践現場での経験や感覚が研究をするうえでとても大事な宝物であるといえます。

今回の研究の着想に至った経緯について簡略に紹介したいと思います。

高齢者福祉施設に携わるときに、現在の高齢者虐待防止法とシステムでは高齢者虐待の予防や高齢者の人権保護に限界があることを実感しました。その限界とは、現在の高齢者虐待防止法の高齢者

虐待定義では虐待かどうかを判断することが難しく、虐待として位置づけることができない不適切な介護行為や人権侵害行為に対する共通の社会的取り組みを遅らせる結果を生じさせるということでもあります。プライバシーが侵害される恐れのある介護現場、転倒予防を目的に一日中車椅子に座り込んで生活している高齢者、選択権がない生活等を、果たして「虐待ではない」、「高齢者のために生活支援を行っている」と言い切ることができるのでしょうか。

このような状況の中で、よりよい高齢者の生活支援、より向上された人権侵害意識・虐待意識のためには、「新たな実践上の高齢者虐待定義の構築」が必要であると思われまます。また、これらを踏まえ現場に根拠の認められた実践性の高い理論とモデルを提示することが現場経験を有した研究者の使命であるとも考えられます。

「現場と福祉サービス利用者の気持ち」を理解した研究者になることを目指して、高齢者が生き生きしながら主体性を持った生活を送れるような社会システムを作っていくことに、努力を惜しまず励んでいきたいと思っています。恵まれた環境に感謝しつつ、これからの研究に頑張っていきたいと思っています。

海外フィールドワーク報告

—韓国における療養保護士の現状と課題についてのインタビュー調査—

李 明洙（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士前期課程2年）

センターの海外フィールドワーク助成を受け、2013年の夏に韓国の江原道とソウル市にインタビュー調査を行った。調査は韓国の老人長期療養保険制度（以下、韓国の介護保険制度とする）が2008年8月に導入されるとともに新しくできた療養保護士についてである。

日本と同じく韓国の介護保険制度施行とともに新しくできた療養保護士は現場において介護サー

ビス提供の中心にある存在として認識できる。しかし、療養保護士の今おこなわれている現状をみると、劣悪な労働環境、低い賃金水準、社会の理解不足などの状況におかれている。また、個々人の療養保護士の提供するサービスに格差が生じている。これらは、結果的に介護サービスの質につながる重要な問題である。

したがって、これからより質の高い介護サービ



スを提供する方法のひとつとして療養保護士の資質向上が考えられる。そのために、療養保護士とその養成過程において重要な役割を果たす教育機関の関係者にインタビューをし、彼らの抱えている問題を明らかにしようとした。

インタビューは療養保護士の教育課程、資格制度における問題と実際に当事者と関係者が感じる処遇関連問題に関する質問（教育内容、教育時間、資格取得後の教育、資格取得までの過程、試験の難易度、労働条件と環境）を用意して行った。対象は国家試験制度が導入（2010年）されてから療養保護士になった方12名と療養保護士教育院の専任講師6名であった。特に、療養保護士に関しては在宅介護サービスを提供する方と入所施設の介護サービスを提供する方に分類して行った。

インタビューの結果、療養保護士は教育機関における教育や実習内容は働く上で基礎的な知識に

なったが、働きながら受ける補修教育が重要であり必要性を感じていた。そして、賃金水準については在宅より施設の方が劣悪であり、生活を営む上で困難であるという意見があった。また、労働環境については在宅の場合、それぞれの家庭の事情がありそれに合わせる必要があつて気候、備えられている家電などの状況によって差がみられた。

教育機関の関係者である専任講師の意見では、資格取得希望者の年齢が40以上の専業主婦などといった場合が多いため、試験そのものの基準を低くしてより多くの療養保護士養成につなげる必要性があげられた。なかでは、試験そのものの廃止までを主張する方もいた。試験については、試験を導入したことによって現場で使える技術や教育よりは試験のための教育内容になりがちであることも指摘された。そして、療養保護士の待遇問題について劣悪であるという意見が多く、在宅と施設の業務内容や難易度の違いからすれば、施設の方がより劣悪であるといわれた。

今回の海外フィールドワークのインタビューを通して、療養保護士が重要な役割を果たしているにも関わらず、それに相応する補償、社会的認識などが保障されない現状のままだと韓国の介護サービスのレベルは保障できないことが感じられた。今回のインタビュー結果を踏まえて自分の研究において重要な知見が得られ、今後もさらにすすめていきたい。

特集 4

実習助手の仕事に就いて

比田井友香（長野大学社会福祉学部社会福祉演習実習室 実習助手）

2013年度から長野大学社会福祉学部で実習助手をしています。前職は長野県松本市にある医療法人芳州会・村井病院において、精神保健福祉分野のソーシャルワーカーをしていましたが、家庭の事情で県内の上田市に転居することになり、現在に至っています。

長野大学社会福祉学部（以下、本学）は私の母校です。卒業して5年が経っていましたが、当時

お世話になった先生や職員の方々との再会は着任して嬉しかったことのひとつです。まわりに相談できる方が多いという働きやすい環境のなかに身をおかせていただいていることに感謝し、自分のための欲はちいさく、人のための欲はおおきくもちながら、育てていただいた母校に恩返しができるようにと実習助手としての歩みが始まりました。実は着任後、社会福祉教育の現状を学ぶため

に、まず手にとった本が『新しい福祉サービスの展望と人材育成』でした。自分なりに実習助手の役割について熟慮したことを覚えています。

本学では、社会福祉士と精神保健福祉士の養成をおこなっています。実習は、法定実習として相談援助実習、精神保健福祉援助実習がありますが、他に大学独自に社会福祉基礎実習、相談援助応用実習という2つの実習を設けています。社会福祉基礎実習については、特色のある取り組みだと思っておりますのでご紹介します。

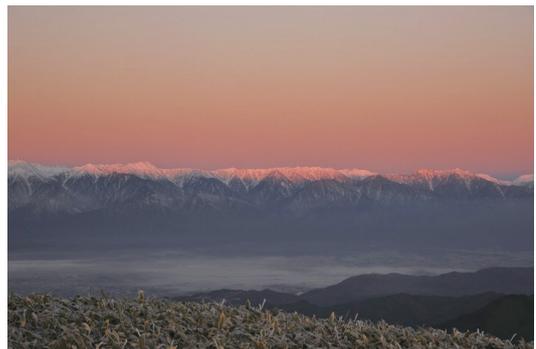
社会福祉導入実習に力を入れていることから、社会福祉基礎実習として、2年の夏季休業期間中に県内でも有数の地域福祉医療の先進的な取り組みを展開している各市町村で10名以下のグループで訪問し、3日間の実習を行います。これは、ソーシャルワーカーを目指す学生にとっては、①対人援助の基本となる知識や技術について体験を通じて理解し身につける、②保健・医療・福祉の連携や統合を体験的に学ぶ、③地域福祉の現場を理解することでジェネリックなソーシャルワーカーの視点を養うこと、が主な目的となります。

今年は12市町村の協力を得て実施されました。私は、実習担当者と実習プログラムの調整、宿泊先との調整を担いました。各市町村によって内容には特色がありますが、主なプログラムは、①自治体の責任者（首長や町長）や担当者による講話や説明、②当該自治体を理解するため特色ある場所の見学や地区への訪問、③デイサービスセンターや宅老所、障害者就労支援施設、グループホーム、保育所での体験実習、④訪問介護、訪問看護への同行、⑤毎晩、宿泊先で実習を振り返るミーティング、などです。

学生は、可能な限り公共交通機関を使って現地まで行きます。県内でありながら、電車やバスを乗り継いで大学のある上田市から現地まで半日程度かかる地域もあります。それぞれの地域の所在を知ることを出発点とし、少子高齢化・過疎化が進むなか、地域社会にどのようなサービスや政策が必要となるのかを、自分たちの足を使ってさまざまな角度から見聞きすることも学びのひとつになります。今年、私は大学近郊の上田市武石地区の実習引率を担当させていただきました。寝食をともにしながら学生の成長を見守ることができ、私にとっても貴重な経験となりました。

私の役割は上述した各実習における補助業務ですが、とりわけ精神保健福祉援助実習にかかわる業務を中心に担当しています。具体的には、演習・実習科目の事務や教育的サポート、実習先の依頼・交渉・配当、新規実習先の開拓、実習先との連絡調整、実習巡回の補助業務などがあります。他にも、実習先との情報共有の場である実習連絡協議会や学生の実習報告会などの運営補助もおこなっています。これら業務をおこなうにあたり、前職で構築してきた社会福祉関係機関や関係者とのネットワーク、事務作業においては、大学院生時代に同志社大学社会福祉学会の事務局アルバイトをさせていただいた経験が活かされています。

私は、自身の社会福祉士と精神保健福祉士の資格取得の過程も踏まえて、ソーシャルワーク教育における現場実習とは、理論と実践を統合する場として社会福祉教育の根幹を担っていると考えます。学生にとっても現場実習の経験は、単に国家資格取得を目的とするだけでなく、社会福祉職への進路を決定する契機のひとつとなることもあり、社会福祉学を学ぶ過程のなかで重要な位置づけにあると思います。さらに、実習生や教育機関と接点をもつことは、実習を受け入れる機関や施設、また指導者にとっても有益な側面があります。実習生を受け入れることによって、実習生の成長や後継者の育成に寄与するだけでなく、ときに自らの業務分析や存在意義を明確化する機会にもなり、組織や専門職としての質の向上につながるからです。このように現場実習とは、学生、実習先、教育機関とが連携し、学び、成長し合う協同作業のプロセスであり、この3者が有機的に機能することが有益な現場実習につながります。そして、3者の連携を支え、円滑に実習を遂行していくための一助を担っているのが実習助手であると認識し、日々精進していきたいと思っております。



中国の2つの大学から「客座教授」のタイトルを頂戴して

埋橋孝文（同志社大学社会学部教授）

この度、瀋陽師範大学管理学院と北京化工大学から「客座教授」（日本の客員教授に相当）のタイトルを頂戴しました（2013年9月10日、22日）。

最近、中国で開催される国際会議や大学で報告する機会が多く、中国人民大学の『社会保障研究』や『当代社会政策研究 II』（中国労働社会保障出版社）などに私の論文が中国語に翻訳されて掲載されました。また、現在、上掲の『社会保障研究』の編集委員を務めています。それらが評価されてのことだと拝察されますが、たいへん光栄なことと感じ入っています。

最初に中国を訪問したのは1992年の視察でした。それから21年の間に21回中国（本土）を訪問したことになります。今回の「客座教授」というタイトルの付与は、こうした積み重ねの上になったものではないかと思えます。今後も民間、学術、個人としての国際交流に励んでいく所存です。この機会に、香港と台湾を含めた中国訪問記録をまとめてみました。ご覧いただければ幸いです。

1. 1992年8月23日～9月1日：労働ペンクラブで北京（万里の長城1回目）、海南島、深圳、上海。
2. 1993年2月24日～3月3日：大阪産業大学研究プロジェクトで上海、南京、無錫、蘇州、杭州、紹興。
3. 1996年12月：大阪産業大学研究プロジェクトで香港、マカオ、広州、深圳。
4. 2002年8月31日～9月3日：労働ペンクラブで北京（日中国交正常化30周年記念）、万里の長城（2回目）で植樹、孔子廟訪問。
5. 2002年10月12日～16日：労働ペンクラブ関西で遼寧省（瀋陽、大連）、丹東で北朝鮮の新義州を臨む。
6. 2004年8月29日～9月5日：労働ペンクラブで北京（万里の長城3回目）、大連、旅順、寧夏回族自治区（銀川）。
7. 2005年9月22日～26日：天津（天津理工大学で講演）、北京（北京師範大学で国際会議、社会科学院主催のセミナー）。
8. 2006年8月24日～27日：南京大学で中国社会科学院セミナー、科挙試験場見学。
9. 2006年9月8日～12日：中国人民大学で日中韓社会保障国際会議、頤和園、北海。
10. 2007年7月21日～25日：浙江大学（杭州）日中韓社会保障国際会議の専門家会議、西湖、紹興。
11. 2009年1月4日～7日：蘇州・上海社会福祉調査。復旦大学訪問、寒山寺、拙政園ほか。
12. 2009年9月1日～5日：西安訪問（徐栄さん案内）。
13. 2010年10日～13日：成都で第6回日中韓社会保障国際会議（西南財経大学）、都江堰、青城山。
14. 2010年12月23日～26日：華東理工大学、立信会計学院で講演。「小籠包」発祥地の南昌、嘉定の科挙博物館。
15. 2012年3月2日～5日：上海（徐栄さんの結婚式に出席、周荘訪問）。
16. 2012年9月13日～18日：遼寧省・吉林省（瀋陽、撫順、長春、吉林）。瀋陽師範大学で講演 瀋陽故宫博物院、撫順炭鉱、永陵、ヌルハチの生家、偽満皇宮博物院、松花江（湖）。
17. 2013年8月23日～28日：杭州で第9回日中韓社会保障国際会議（浙江大学）、西湖、烏鎮。
18. 2013年9月7日～11日：青島、瀋陽を訪問、瀋陽師範大学管理学院で講演、「客座教授」の称号を授与される、青島麦酒博物館、北稜（ホンタイジの墓）、張学良邸。
19. 2013年9月21日～23日：International Symposium on People's Livelihood and Social Security で報告、北京化工大学から「客座教授」の称号を授与される、地壇公園。
20. 2013年11月7日～10日：第17回ソーシャル・アジア・フォーラムで報告（於・北京、日、中、韓、台の研究者が参加）。
21. 2013年11月26日～29日：華東理工大学で講義、上海日本人学校、華東師範大学訪問、田子坊。

〈台湾〉

1. 1991年8月28日～9月1日：労働ペンクラブ，台北，新竹，台中，台南，高雄。
2. 1992年3月：家族旅行，台北，花蓮，高雄。
3. 2005年2月15日～18日：日本女子大学ゼミ卒業旅行（台北）。
4. 2007年2月：同志社大学ゼミ卒業旅行（台北，淡水）。
5. 2007年11月：中国文化大学で講演（劉育廷さん紹介），国立台湾大学（古允文教授と面談），東呉大学でのセミナーに出席，新北投温泉。

〈香港〉

1. 1994年7月：イギリスからの帰路立ち寄り，Yip & Terry Ngai, Phillip, Danny と旧

交を温める，客家の方楼訪問（「錦村「吉慶圍」」）。

2. 1995年12月：大阪産業大学研究プロジェクトで訪問（96年返還を間近に控えて），香港政庁でインタビュー，マカオ訪問。
3. 2001年2月20日～23日：大阪産業大学ゼミ卒業旅行，沙田の客家楼訪問。
4. 2009年9月19日～24日：家族旅行，高齢者福祉施設訪問，コミュニティ・ソーシャルワーカーとBGCAのRingo Chan氏にインタビュー，Yip & Terry, Danny と再会，客家の方楼（錦村）再訪。
5. 2011年8月29日～9月2日：EASPカンファレンス出席，科研費調査でBGCA訪問（Ringo Chanほか3名インタビュー），Yip & Terry と再会，沙田の客家楼再訪。



瀋陽師範大学公共管理学院にて
(2013年9月10日)



北京化工大学にて
(2013年9月22日)

特集 5 書評

1) 宮本太郎編

『生活保障の戦略—教育・雇用・社会保障をつなぐ』

(岩波書店、2013年10月)

麻生裕子 (連合総研主任研究員)

本書は、全労済協会の「生活保障研究会」に結集した、教育、雇用、社会保障各分野の8人の論客による研究成果である。総論的な役割を果たす序章にくわえ、7つの章から構成されている。タイトルにも示される「生活保障」という用語は、民主党政権以降、社会一般にも浸透しつつあるように思われる。本書のなかでは、これを教育、雇用、社会保障の連携により人びとの生活を持続可能とする仕組みとして位置づける。このような「教育、雇用、社会保障の連携としての生活保障について、その従来のかたちが機能不全に陥っている経緯を辿り、その新しい連携のあり方を展望する」ことが、本書を貫く課題である。

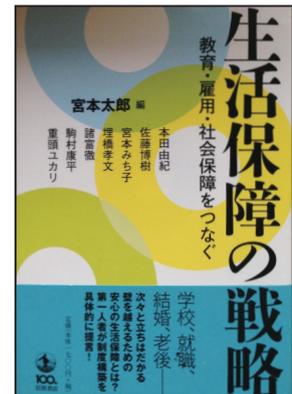
まず1章から3章までは、教育、雇用、社会保障の新たな連携のあり方を提起している。1章「教育と仕事の関係の再編成に向けて」(本田由紀)では、教育と仕事の世界における自己責任を批判する一方、今後ジョブ型正社員が増加していくであろうことをふまえ、ジョブ区分の指針化、教育から仕事へのジョブ型移行ルート、教育における職業的意義の必要性を説く。2章「多様な形態の正社員」(佐藤博樹)では、限定型正社員は正社員の雇用区分の多元化を促進し、非正社員から正社員への転換を円滑化するとしたうえで、企業・個人を対象とした調査結果を用いながら、いわゆる正社員、多様な形態の正社員、非正社員の間の処遇や雇用保障の均等・均衡のあり方などの課題を考察する。3章「若者の自立を保障する」(宮本みち子)では、1990年代から2000年代までの日本の若者施策の展開を海外との比較において展望するとともに、若者の自立を保障する地域システムの好事例を紹介し、領域横断的な総合政策としての若者施策の必要性を主張する。

つづいて4章から7章までは、生活保障の機能不全のために排除された人びとを戻す、いわば包摂機能の新たな構想を提示している。4章「日本の生活保護・低所得者支援制度」(埴橋孝文)では、制度設計や給付水準の国際比較により日本の生活保護制度の特徴を明らかにしたうえで、日本のセー

フティネット体系が、社会手当の未整備、給付付き税額控除の未導入などの理由により、正規労働者と生活保護受給者の狭間に存在するワーキングプア層への所得保障の機能を十分に果たしていないことを指摘する。5章

『給付付き税額控除』か『ベーシックインカム』か」(諸富徹)では、イギリスの保守・自由連立政権が導入しようとしている普遍的税額控除について、現行制度の分立や複雑性を克服できるという積極的な側面はあるにしても、ワークファースト的な就労インセンティブの機能強化という点からは有用な示唆を得ることはできず、むしろ労働党政権下のベーシックインカム化した給付付き税額控除のほうが日本にとって有益であると強調する。6章「低所得高齢者向け最低生活保障制度の確立」(駒村康平)では、医療・介護保険制度、高齢者住宅の整備を急ぎながら最低生活保障体系の確立を進める必要があるという認識に立ったうえで、高齢者の最低生活を保障するための2つの選択肢、すなわち一元化された所得比例年金と最低保障年金の導入という理想形と、介護・医療保険料の減免や介護・医療の窓口負担の軽減などの社会保障全体で組み立てる最低生活保障の仕組みという現実路線とを提起する。7章「生活困窮者支援の一環としての家計再生ローン」(重頭ユカリ)では、日本の生協がおこなった生活再生貸付、フランスで導入された個人向けマイクロクレジットの事例をふまえ、相談支援とセットになった貸付の必要性を説く。

近年、教育と雇用、雇用と社会保障などの分野間の連携は、研究の場面でも政策策定の場面でも問われつづけてきた。本書はそれをさらに一歩進め、教育、雇用、社会保障を、生活保障を立て直すうえでの重要分野として位置づけ、その緊密な



連携をはかることを提唱する。こうした試みは、「生活保障の戦略」の「新しさ」として評価できる点である。

ただしその一方で、戦略としての「危うさ」を強く感じる。編者の宮本太郎は、序章で生活保障の新しい戦略について、「この国の雇用においてメンバーシップ型に対するジョブ型の比重が高まりつつあることをふまえ、教育と社会保障の相互乗り入れを図りながら、そのユニットで社会参加と雇用を支え、ジョブ型雇用と人々の生活の安定を両立させ、併せて性や年齢でライフサイクルが拘束されない社会をつくりだしていくことである」と述べる。ジョブ型雇用、すなわち現在検討が進められている「限定正社員」が推進された場合、この戦略をもってすれば、人びとの生活の安定を確保することができるのか、甚だ疑問が残る。

たとえば2章では、いわゆる正社員と、勤務地限定や職種限定などの多様な形態の正社員との間の雇用保障については異なる扱いのルール整備が必要であり、具体的には、整理解雇四要件のうち、第二の要件である解雇回避努力の内容も「限定」され、いわゆる正社員とは異なる扱いとするのが合理的であるという。これは、勤務地限定の正社員ならば他の事業所への配置転換はされず、職種限定の正社員ならば他の職種への配置転換はされないということを意味する。こうしてみると、限定正社員というのは、非正社員から正社員への転

換の壁は低くなったとしても、これまでの正社員と非正社員の間の身分差別を解消するどころか、さらに新たな身分をつくりだすだけなのではないか。本書でいかに包摂戦略を強調したところで、このような議論は新たな排除を生みだすだけになってしまうだろう。1990年代以降の日本的経営が生みだした社会分断を追認して、若干の修正をはかるというだけでは戦略とはいえない。

さらに気になるのは、現に人びとが直面している困難については直接的にはほとんど触れられていないということである。「生活保障の戦略」というならば、それこそ、さまざまな人びとが直面している困難から出発して、制度をどのように変えていくかという筋道が立てられなければならないが、本書をみるかぎり、そうした作業はほとんどおこなわれていない。この点にかんして執筆者間の問題意識にもかなり大きなずれがみられ、3章や7章を除けば「上からの目線」による論文集ということになる。

最後に、こうした生活保障の仕組みを機能させる主体については十分には触れられていない。生活保障を立て直すための制度を誰がどのように決め、それを誰が監視、運営するのか、これに市民社会組織がどうかかわるのか、といった運動論にも触れられなければ、戦略としての意味がないのではないだろうか。

2) 永田祐著

『住民と創る地域包括ケアシステム

—名張式自治とケアをつなぐ総合相談の展開—

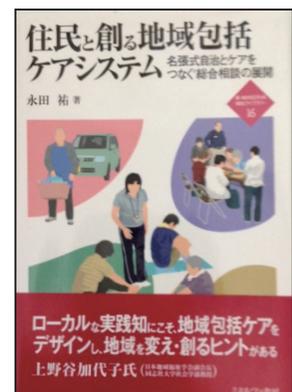
(ミネルヴァ書房、2013年6月)

郭 芳 (同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程)

近年、高齢化が進行している日本において、地域福祉の新たな展開として地域包括ケアシステムが注目されている。本書は書名のように、三重県名張市の地域包括ケアを対象として取り上げ、名張市での取り組みを検証することで、地域包括ケアシステムについて、①地域の力を引き出し、協働できる地域包括ケアのデザイン(市町村が行う政策)、②地域の力を引き出し、協働していく総合相談に必要とされる役割と機能(実践)を明らかにすることを目的にしている(p.6)。

本書の構成と概要は、以下のようになる。

まず第1章で著者は前提となる地域包括ケアという概念を整理し、地域包括ケアを進めるための「地域の力」と「専門職の力」についてそれぞれの内容、そして期待される役割について先行研究を検討する。また、身近な相談窓口における総合相



談の内容とそれが展開される場について整理し、現状について先行研究を検討している。

第2章では、名張市における住民とともに地域包括ケアシステムを構築していくために必要な市町村が行う政策と名張市の自治と地域包括ケアの特徴を紹介している。名張市の取り組みの特徴は、地域内分権の推進とまちの保健室という初期総合相談窓口を小学校区ごとに設置している点にある。

第3章～第6章までは名張市のまちの保健室による地域包括ケアの実践の検証である。第3章では、著者は名張市地域包括支援センターおよびまちの保健室と1年間かけて行った実践研究の成果を踏まえて、身近な総合相談窓口の役割と機能を明らかにしている。第4章では、地域包括支援センターやまちの保健室の側からではなく、地域福祉活動に関わる住民の視点から総合相談窓口の役割について検討する。第5章では、まちの保健室の見守りケースのケース記録を分析することを通じて、「まちの保健室による見守り」の現状と課題を分析し、フォーマルな関係が存在しない、制度につながる前の見守りの体制構築や、専門職のあり方について紹介している。第6章では、さらにまちの保健室の2つの事例を取り上げ、身近な総合相談の窓口の機能として必要な点について考察している。

第7章は全体のまとめであり、第1章から6章までの検討結果を踏まえ、「主体的で専門職を活用できる地域の力」、つまり問題を解決していく主体が、地域であり住民自身であることを基軸にして、「地域と連携できる専門職の力」、「地域が主体性を発揮し、専門職が地域と連携することを促すしくみ」をどのようにデザインすればよいのかまとめ、名張市の事例からみえてきた「住民と創る」地域包括ケアシステム構築のヒントについて結論を述べている。

次に本書についての評者の感想、および、要望点をいくつか挙げておきたい。

感想として、まず1点目は、本の形式について、各章の最初に「本章の内容」という章の概要の部分があり、章の全体を！理解するに非常に役に立つ。そして、第2章から、名張市の事例を紹介する際、紹介実践と関連ある現場のスタッフからの声や見方をコラムとして取り入れ、実践事例の理解を深めることができると感じた。

2点目は、実践研究方法に関する感想である。評者は大学院の授業で、先生に「特定の自治体の

研究をやりたいと思ったら、ぜひやってください」と言われたことがある。「特定の自治体の研究」をする場合、その意義はどこにあるか、その普遍性をどのように説明したらよいかずっと悩んでいたが、本書からその答えを探すことができた。「ローカルな実践を研究や調査によって分解し、構成した『ローカルな実践知』のなかにこそ、表面的な類似性を超えた他の地域が学ぶことができる新しいアイデアのヒントが隠されている」という著者の意見は、評者の上記の悩みを解くものである。

また、第3章～第6章の実践検証の部分では、実践研究の成果だけを紹介しているのではなく、実践研究のなかで行ったアンケート調査、インタビュー調査、グループワーク、事例検討などについての詳細な説明も含まれ、研究対象を紹介すると同時に、実践研究における方法も示され、実践研究をしようとする読者に非常に参考になると考えられる。

要望点について、まず1点目は、名張市の事例を取り上げた理由を明らかにしたほうがよいのではないかと。地域包括ケアシステムの構築が重要視され、各地にモデル例が出てきている。名張市の事例は他の地域と比べ特殊な部分は何か、名張市の「ローカルな実践知」が他の地域に与える新しいアイデアのヒントは何かを明記する部分が求められる。

2点目は、地域包括ケアに関する政策の検証を深める必要があるのではないかと。住民と創る地域包括ケアシステムの構築は理想的で、要請されるものではあるが、行政がこのなかでどのような役割を果たしているかを議論しないといけない。本書の第2章で著者は自治とケアをつなぐ政策として名張市の地域内分権の仕組みづくりを取り上げて説明したが、地域包括ケアを展開するなかで行政・組織・専門職・地域住民はどのような形で実際に動いているのか、政策として、地方分権・地域内分権・自治などはどのように地域包括ケアシステムの構築に影響しているかに関する議論が求められる。

いずれにしても本書は、名張市自治とケアをつなぐ地域包括ケアシステムの構築における重要な要素を紹介し、名張市の実践知をまとめた。本書は自治体職員および地域包括ケアにかかわる実践者や研究者に有用な一冊であり、一読に値する書物である。

3) 大友信勝編著

『韓国における新たな自立支援戦略』

(高菅出版、2013年10月)

矢野淳士 (大阪大学大学院環境・エネルギー工学専攻博士前期課程修了)

1. 本書の目的と特徴

近年になり、わが国では生活保護制度成立後から継承されてきた就労自立に力点を置いた自立支援を見直し、日常生活自立や社会生活自立といった多様な自立支援を目指すという方向転換により、生活保護自立支援プログラムが導入された。しかし、実際の現場では本書の第2章でも指摘されているように、依然として経済的自立だけを求める取り組みが大半を占めているのが現状である。本書はこのような懲罰的ワークフェアを克服していく取り組みとして、隣国韓国のワークフェア政策である自活事業に目を向けている。韓国では、労働部による「脱受給」を目標とする「就労成功パッケージ」だけでなく、保健福祉部において勤労意欲の低い受給者に「希望リボーンプロジェクト」を実施し、社会的自立への取り組みに力を入れている。

本書はその点に注目し、「韓国の自活事業のアウトラインを理解し、希望リボーンプロジェクトに光をあてること」を目的としている。編者は本書が「これからのわが国における生活困窮者自立支援事業に多くの教訓と示唆を与える」と考え、出版に踏み切ったと述べている。

本書の特徴は、韓国で実際に自活事業を担っている機関、団体への訪問調査を基に執筆されている点にあるが、それにとどまらず、編者が「はじめに」で述べているように、「訪問調査の単なる視察報告を書くのではなく、学問的手続き、方法により、全体を体系的にとらえ、実証的、科学的な方法をとった編集企画」にある。一読するだけで、韓国における自活事業の歴史、概要、現在の自活事業を取り巻く状況について包括的に理解することができる内容となっている。

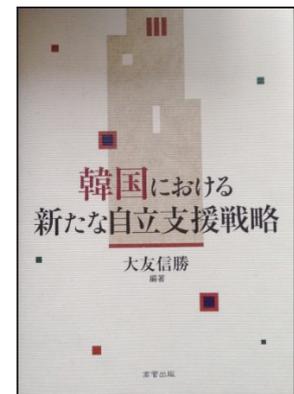
2. 本書の構成

本書は2部構成からなり、第1部の「韓国にお

ける自活事業の概要と国民基礎生活保障法」と第2部の「韓国における希望リボーンプロジェクトの意義と動向」に分かれている。第1部では、まず第1章で韓国における自活事業の仕組み、推進体制、希望リボーンプロジェ

クトの特徴、そしてその動向と課題が述べられている。第2章では、韓国の自活事業と日本の生活保障自立支援プログラムについてそれぞれ事例を交えながら概説したうえで両者を比較し、共通点と相違点を浮かび上がらせている。第3章では、諸外国における官中心によるワークフェア政策と比べて、民・官の協力政策という点で韓国独自の自活事業がいかなる歴史的背景をもって導入、制度化され、展開されてきたのかを植民地時代にまで遡って述べている。最後に第4章では、前半で国際的な社会的企業に関する先行研究を踏まえ、自活事業の取り組みが社会的企業に関する先行研究のなかでどのように位置づけられるかを示したうえで、後半では自活事業の一環としてつくられる自活勤労事業団や自活共同体の活動の現状や課題が実態調査に基づいて示されている。

第2部では、まず第5章で韓国における自活事業の重点事業である希望リボーンプロジェクトについて、保健福祉部の希望リボーンプロジェクト担当者の言葉を借りて、その導入の背景、概要、成果、特徴、課題を紹介している。次に第6章では、実際に現場で希望リボーンプロジェクトを遂行するケースマネージャーに対するインタビュー調査から現場の実態を明らかにし、ケースマネジメントの役割と意義、今後の課題を考察している。第7章では、ホームレス経験者によって創業され



た自活共同体などの困難事例にみる脱受給の成功要因について考察し、最後に調査資料として、韓国の保健福祉部が行った「希望リボンプロジェクトの実態調査」に対して分析・考察を加えている。

3. 本書の意義

本書の意義は、先述したように、韓国の自活事業とその重点事業である希望リボンプロジェクトについて体系的に論じることで、今後のわが国のワークフェア政策に多くの示唆を与えている点である。そのことが最も分かりやすく示されているのが、第2章「韓国における自活事業と日本における生活保護自立支援プログラムとの比較」である。

ここでは、まず両者の共通点として「施策としては就労自立を目的として掲げていても、現場実践では個別支援を重視し、多様な自立、とりわけ社会的自立を目指す取り組みが行われている」点が挙げられている。この政策と現場実践の間にギャップが生じている点は本書の中でも繰り返し強調されている。例えば、第6章では実際に希望リボンプロジェクトを遂行するケースマネージャーに対するインタビュー調査から、ケースマネージャーが、事業参加者がたとえ就労を達成できなくても、事業参加によって社会関係を築くことやコミュニケーションを他者と取れるようになることでも大きな成果と考えているという現場の声が紹介されている。

日本でも京都府山城北保健所福祉室や釧路市生活福祉事務所等の先駆的な事例では、韓国における自活事業と同様に、個々人の自立課題を明確化し、社会的自立に向けた有効な支援を行うという取り組みが見られる。しかし、日本では、自立支援の実施体制において、国は監督や指導に徹して地方自治体に責任を委ねているため、多くの自治体が未だ就労自立に偏った取り組みから脱却できないでいる。その点で、国が率先して多様なプログラムを用意し、ケースマネジメントを実施し、地域自活センターなどのサポート体制を整備し、国家的プロジェクトを実施している韓国と大きな違いがあると述べられている。

近年になりわが国では、生活保護受給者が増加し、財政を圧迫しているという批判から、生活保護基準の切り下げが決定され、不正受給対策、資産調査の強化、扶養義務の強調といった制度を引き締める方向に向かっている。確かにこのような政策を行えば、受給者の数は減るであろう。しかしこれでは肝心の問題にメスを入れずに、支援が必要な人を切り捨てているだけである。第7章の「結び」で述べられているように、本当に必要なことは、「生活保護制度を利用し、貧困を克服していく道筋を考えていくこと」のはずである。その点で、韓国の希望リボンプロジェクトを中心とした自活事業の事例は日本社会に多くの示唆を与えてくれる。ぜひ、多くの方々に一読を薦めたい。

